

(利用料課金) マイナス課金の繰り越し期限について

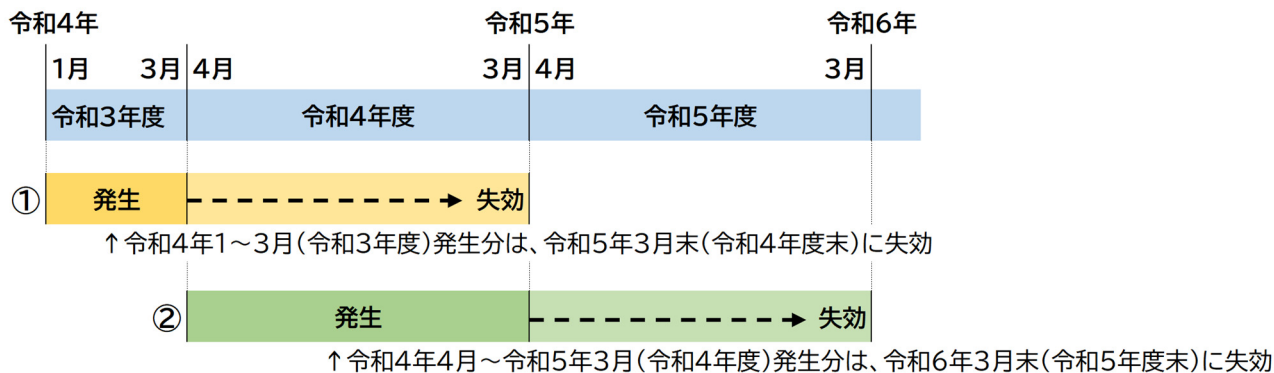
近畿レインズ IP 型システムのご利用で発生したマイナス課金(成約登録1件につき-25円、所在地3に入力のある物件の成約登録1件につき-30円)につきまして、下記の通り、繰り越し期限を設けますので、ご確認の程よろしくお願いいたします。

記

● マイナス課金の繰り越し期限について

令和4年1月以降に発生したマイナス課金は【発生事業年度の翌事業年度末日まで】繰り越されます。

《繰り越し期限のイメージ》



● 旧システムから引き継がれたマイナス課金について

旧システム(令和3年12月以前)で発生し、現行システムに引き継がれたマイナス課金には繰り越し期限を設けません。

※ マイナス金額の繰り越し分については、精算(返金)等を行いません。

以上